

令和3年1月19日

会員の皆様

県立横浜栄高等学校  
PTA会長 蜂谷 大輔  
校 長 熊野 宏之

## 神奈川県立横浜栄高等学校PTA 臨時総会

厳冬の候、皆様におかれましてはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。また、平素よりPTA活動にたくさんのご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、昨年末から再び新型コロナウイルスの感染が拡大し、現在も終息の目途が立っておりません。本年度も、例年であれば5月にPTA総会を開催しておりましたが、例年通りの開催を中止せざるを得ず、緊急措置として書面総会とオンライン決議を実施いたしました。

しかしながら現在PTAの規約に書面及びオンラインでの決議が記載されておらず、今後コロナ禍においてもPTA運営が滞りなく行われるようにするため、PTA規約の一部改正について、以下の通り提案します。また、この臨時総会においても、昨今の事情を鑑み、緊急措置として書面決議とさせていただきます。

≪ 議案 ≫ 第4章 第16条 において、新たに以下の文言を追加する。

現在の規約 第4章 総会

第16条 (総会の成立及び議決)

総会は会員の2分の1以上の出席により成立する。ただし、委任状をもって出席に代えることができる。議決は出席者の過半数の同意を必要とする。

改定案 第16条 (総会の成立及び議決)

総会は、定期総会・臨時総会ともに、次のいずれかの方法に基づいて開催する。また議決は出席者の過半数の同意を必要とする。

- 1 総会は会員の2分の1以上の出席により成立する。ただし、委任状をもって出席に代えることができる。
- 2 非常時等、運営委員会にて総会開催が困難であると判断された場合、書面もしくはオンラインによって議決とすることができる。

----- き り と り -----

※切：1月29日(金)

### 県立横浜栄高等学校PTA規約に係る案件の議決について

※「賛成」「反対」のどちらかに○をつけてください。

私は、PTA規約に係る案件について

承認いたします。

・

反対いたします。

ご意見がありましたらご記入ください。

氏名 \_\_\_\_\_ 印 (生徒氏名 年 組 \_\_\_\_\_)